

## 第6節 飛騨国における救済と復興

### 1 救済

時の郡代福王三郎兵衛は、郡交代のため2月24日に江戸へ向け高山を出立しており、地震発生時の26日はその道中であつたと思われる。後任の郡代である増田作右衛門が、正式に任命されたのが3月23日であつた。増田郡代の高山着任予定は5月であつたが、4月16日には、先に手附・手代（郡代任用の幕府直参役人）を高山に着任させ、増田郡代本人も予定を早め、同月21日に高山に到着し救済と復興に尽力した。郡代不在の間も、手附・手代や地役人（土着の陣屋付き下級役人）が迅速に対応し、遅滞なく被害調査や救済・復興は進められた。

さて、郡代不在という非常事態の中で、地震当日の朝から、深刻な被害状況が風聞も交えて次々と御役所に伝わる中、役人達は28日、とりあえず翌日から被害地域の村々へ赴き被害調査を行うとともに、急務である食糧の支給と救済金の受け渡しを決定した。

救済米の緊急的措置として、2月27日から3月1日までの5日分

（2月は大の月で30日が晦日）を1人につき1日2合5勺ずつ5,773人に配給した。救済米の合計は、粳158石7斗5升7合5勺、玄米79石3斗7升8合7勺5才、白米72石1斗6升2合5勺であつた。さらに、民衆7,011人（5日分の米を支給された者も含む）に対し10日分を支給した。このときの合計は、粳385石6斗5合、玄米192石8斗2合5勺、白米175石2斗7升5合であつた。救済米は、凶年に備え郷蔵に貯えていた御囲米のうち、吉城郡船津町村など数箇所の郷蔵を開くなどしてこれに充てた。

また、その他の救済食糧や救済金について、まず2月28日、被害の軽微であつた高山町の民衆に対し、御役所より被災地へ届けるための金・米・塩・味噌などを差し出すよう沙汰が出された。高山町では、金300両永52文6分、銀200目8分、銭81貫66文、米10俵2斗5合、味噌75貫500目、塩5俵を集め、御役所に上納した。また、益田・大野・吉城3郡村々の有志からも、4月はじめに金142両2分永242文1分が上納された。こうした救済金の徴収は、村によっては「安政元年寅三月十八日江戸大台場御見舞金の廿分の一の目安三匁に付一分五厘、此目安を以見舞わたりし」（東京大学地震研究所編、『新収日本地震史料 第五巻 別巻四』、「（安政五年角川地震御見舞金）」より）とあるように、一定の目安に基づき徴収したところもあつた。食糧や救済金の徴収は3月中にはほぼ完了した。御役所の沙汰があつたとはいえ、実に見事な民間支

表3-11 当時の飛騨郡代所の役人組織

郡代	福王三郎兵衛	知行高170俵
手附	6名	手代12名
内訳	江戸詰	手附普請役各2名 手代元締1名 手代加判1名 手代5名
	高山陣屋	手代元締1名 手代加判公事方1名 手代公事方1名
	本保出張所詰	手代元締1名 手代普請役各1名 手附1名 手代加判公事方1名
	下川辺出張所詰	手附1名 手代1名
地役人	51名	
内訳	地役人頭取	7名 地役人27名 同見習17名

出典：『飛騨・美濃の古地図と史料』、岐阜県歴史資料館

援体制であった。御役所は、こうした民間からの救済金を募るとともに、非常御手当御貸附利金として、115両3分永74文4分（内訳あり194）を貸し出した。

これらの救済米や救済金の支給は、地役人による被災地の廻村や村役人の報告などに基づき、「御手当多少之儀は当役所見込」として、被害状況に応じて3月から4月上旬ごろまで行われた。救済された村の一つである吉城郡角川村の場合、普請に関わるものを除くと4月までに次のような救済措置がなされている。家数98軒、人口587人に対し、食料は、白米7石5斗（人別564人・1日1人2合5勺ずつ5日分、即日支給）、白米10石5斗7升5合（身元の者を除いた人別423人・1日1人2合5勺ずつ10日分、後日支給）のほか、特別支給として米3斗、味噌9貫目、塩3斗が与えられた。救済金は、非常御手当利金として金5両1分永132文4分、郡中からの救済金として金2両3分永143文3分（人別平等割）が支給された。

被害状況が次第に明確になるにしたがって、御役所は村ごとの正確な飢餓人数やその状態に応じた米の配給を行った。原則として3才以下の子供は飢餓人からは除き、男は1日米2合、女と60才以上15才以下の男は1日1合とし、男女4,015人に対し、30日分から90日分を支給した。

なお、こうした迅速かつ適切な救済措置により、飛越地震での飛驒国内の餓死者は出なかったといわれている。

## 2 復旧

### (1) 家屋の復旧

村民自らによる復旧は、まず仮小屋の建設（小屋掛・小家懸）や家屋の修復から始まった。先述したように、被災した70か村の家屋の全半壊率は6割近くにも及んだ。そのため、全壊家屋の村民はもちろん家屋倒壊を免れた村民も、地震発生後しばらくの間は、余震による家屋の倒壊や地割れ、山崩れなどを恐れて、戸外の比較的安全な場所に戸板や雪垣などを並べ、その上に残った家財道具を持ち運んで生活する者が多かった。3月初旬にようやく余震が収まると、人々はまず家屋の修復や小屋懸、街道の仮修復などに取りかかったのである。そのためには木材が必要であったため、3月には被災地の村役人から復旧のための木の使用許可願いが御役所に多数出されており、御役所は即日許可証（御免状）を出した。最終的には311軒が小屋掛され、御役所は小屋掛料として1軒につき3分を貸し出した。また、飲料水や田地への引水用の樋、山や道の斜面の土砂崩れを防ぐためなどの緊急用の用材使用の許可願いも出されている。これらの用材には、震災木も多数使用された。

### (2) 街道及び口留番所の復旧

街道の復旧も急務であった。飛驒国は、もともと耕地面積の割に人口が多く、米・塩・魚など食糧の6～7割は隣国の越中国や美濃国から買い入れていた。とりわけ被災した村々は、越

中国への依存度が高い上に、牛による荷物の運送で生計を立てている者も数多くいた。越中との交通が不通となり、街道を管理する3か所の口留番所も全半壊し、その機能を果たし得ない状況を打開することは、被災者の食糧や住居を確保すること同様、急を要する課題であった。

御役所は、3月11日付で富山藩に願い出て、塩をはじめその他の物資運搬のための応急措置として、角川村から本街道を西へ迂回して、越中桐谷村へ至るルートを代替道とした。ただ、このルートは角川村から二ツ屋口留番所（図3-14）を経て檜峠を越え越中国へ至る街道か、あるいは他の新道であるかは明らかではない。また、同日、応急の街道普請及び御手当米割り振りなどの地震一切世話役として、高山町役人や主だった村役人を任命した。4月に入って、高山町年寄など町人ら11人が、当面の往還道及び用水路の普請（工事）の費用として、250両を無利子で立て替え御役所に届け出た。これらは、被災村々の代表名主3名に貸し渡された。

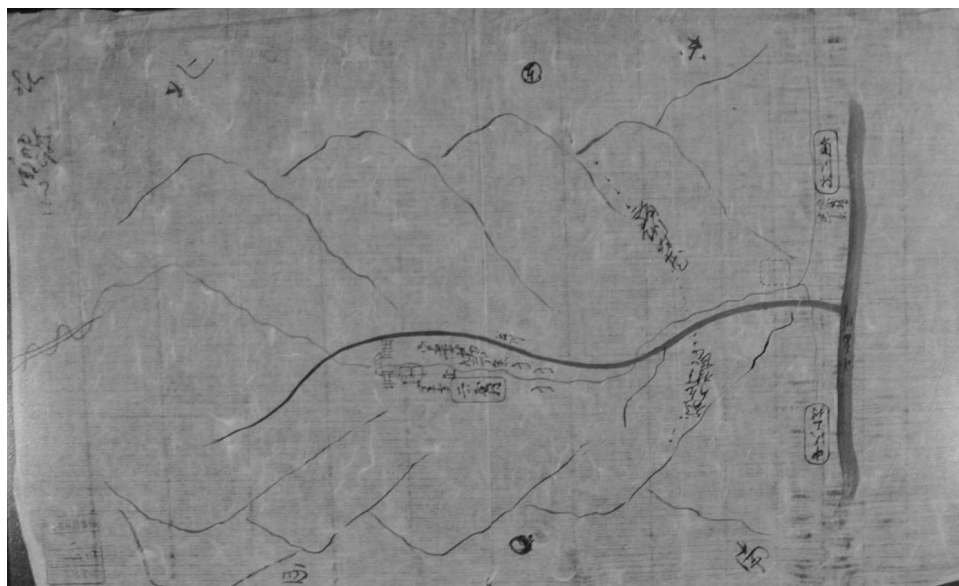


図3-14 二ツ屋口留番所絵図（岐阜県歴史資料館所蔵）

さらに、越中3街道の普請について、御役所は、4月24日、三口切開場所世話取扱掛として船津町村や古川町方村などの村役人22人を任命するとともに、地役人10人に対して三道切開場所見分役を申しつけ、26日には街道普請場所見分のため、それぞれ被災地へ派遣した。その後、地役人らによる詳細な見分の上で入札を行い、5月初旬には、破損箇所ごと（区間が長い場合はいくつかに分けて）に普請請負人を決定した。普請請負には越中国の者も多数加わった。工事は暴風雨にさいなまれながらの難工事であったが、地役人も現地に赴き激励するとともに、村役人や世話役の者もよく協力し、一部を除いて5～6月中にはほぼ完了した（図3-15）。この普請の中で、とりわけ難工事だったのは、小鳥川沿いの山崩れ場所であった（図3-16）。特に、保木村で起きた山崩れによる小鳥川の堰き止め箇所の切割工事は、越中国礪波郡金屋村の住人が請け負ったが、岩石の崩落が多く工事は難航した（現在でも、国道360号線沿いの現場には大きな落石がそのまま露出している。写真3-11）。

そこで、世話役人らを証人に立て、7月10日までに完成させるという証文を御役所に提出し、工事期間を延長したが、完成後に再び小さな山崩れがあり川が埋まってしまった。そこで、洪水が押し流すのを待つことで御役所の了解を得たところ、7月27～28日の洪水により土砂が流され、冠水した集落や耕地がようやく姿を現した。しかし、長期間にわたり水没していたため、石や泥が堆積しており、それらの除去のために工事は9月までかかった。

御役所は、越中3街道の普請が完了したのを受け、11月、世話役の22人のうち、小豆沢口通を担当した13人には金6千疋（1疋は25文）、中山・荒田口通の世話役には金3千疋をそれぞれ褒美として与えた。なお、この普請には約1,000両が必要であったが、高山町の商人らが約200両を負担し、残りの約800両は幕府より借り入れた。

口留番所の被害は先述した通りであるが、特に越中3街道の口番所の復旧は重要であった。口留番所は、国境「御取締の場所故」、震災直後は雑木を使用して小屋掛や仮修繕、あるいは最寄りの民家を借りるなどの応急措置で対応した。本格的な番所の修復は、街道普請がほぼ完了した8月ころから始まった。街道筋の村々に人足割を行った上、できるだけ古材を活用し、その他必要な材木などは用途に応じて細かく見積もりを立て、ほとんど国内の材料でまかなった。大工や木挽き職人には、賃金及び米代として永33文3分を与え、人足には一人1日について米5合を与えた。御役所から幕府にすべての番所の完成報告がなされたのは、安政7（万延元）年のことであった。ただし、小豆沢口番所は、翌文久元（1861）年7月の大雨によって山崩れが起き、番所及び木戸が再び全壊したため、文久2（1862）年、場所を杉原村に移して新築された（写真3-13）。

耕地や山林の復旧は、主に自普請として村民自らの手で行われた。ただし、御役所は耕地の損害状況に応じて最大5年間の年貢の減免措置をとり、その間に被害耕地の復旧（起返）を行う時間的猶予を与えた。

被害木については、御用材として使用できるものは、翌年から川下げされ江戸などに送られた。また、御用材にならない悪木や雑木は、焼いて炭や肥灰にしたり白木にしたりして売られ、村民の収入となった。安政7（1860）年頃から他国への移出も再開されるようになった。

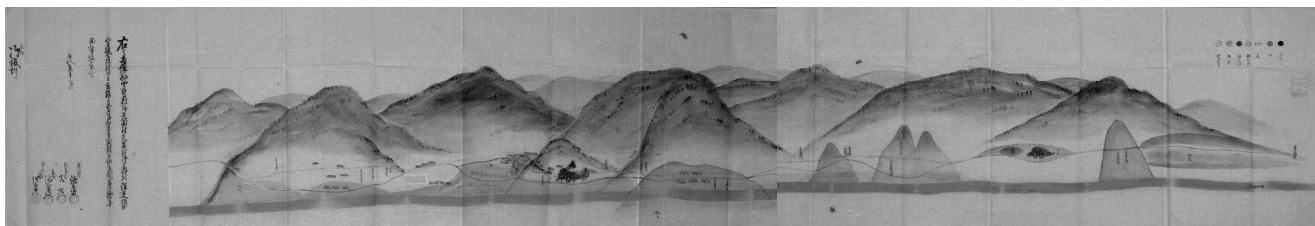


写真3-12 現在の保木林地区崩壊現場  
（田添好男撮影）

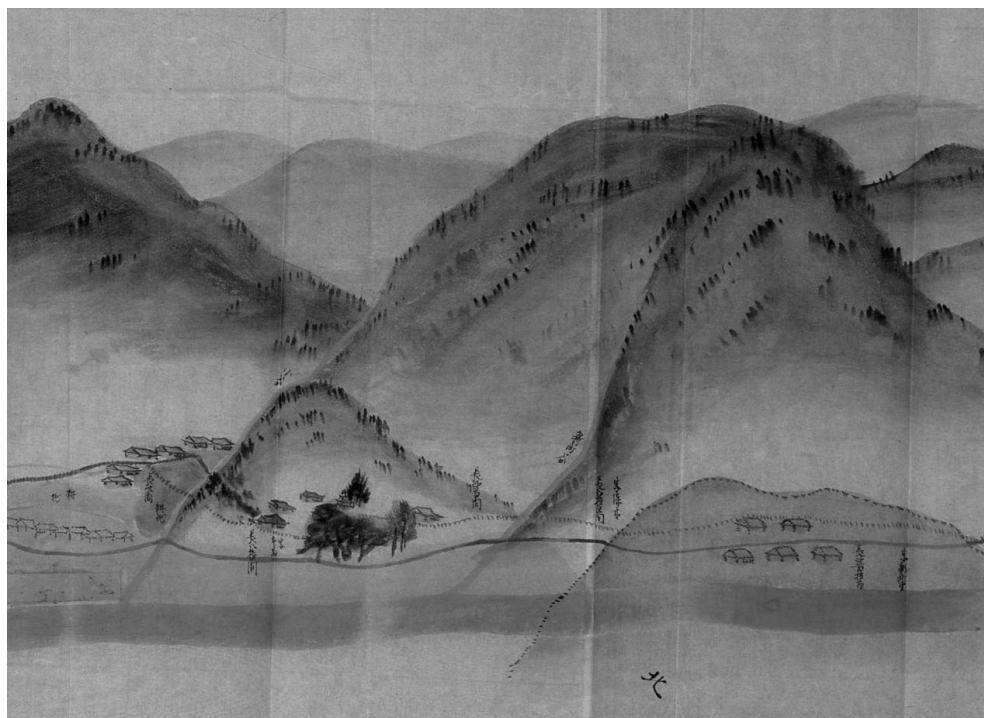


写真3-13 小豆沢口留番所跡から見た  
飛驒国側（田添好男撮影）

飛騨北部以外では、震央から離れた南西部の大野郡大原村と美濃国郡上郡坂本村を結ぶ往還道でも地震による山崩れがあり、坂本峠の新道付け替えが行われた（図3-17）。被害の詳細はわからないが、この普請願が大原村から御役所に出されたのが安政6（1859）年であることから、被害は緊急を要するほどではなかったと思われる。むしろ、この街道はもともと難所が多かったこともあり、地震被害を契機として普請願が出されたものと考えられる。

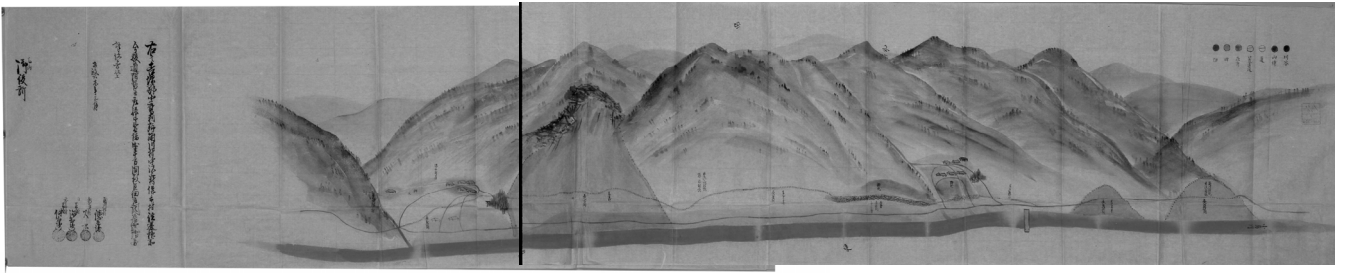


元田村拡大図



図中の土砂に埋もれた5戸の集落は、対岸の向山が崩れ山麓の立石集落4戸を飲み込み、さらに川を越えて押し出された土砂に埋もれた荒町集落である。

図3-15 吉城郡小鷹利郷元田村天生村月ヶ瀬村往還損所道附替并取繕等普請出来方儀絵図  
(岐阜県歴史資料館所蔵)



保木村拡大図

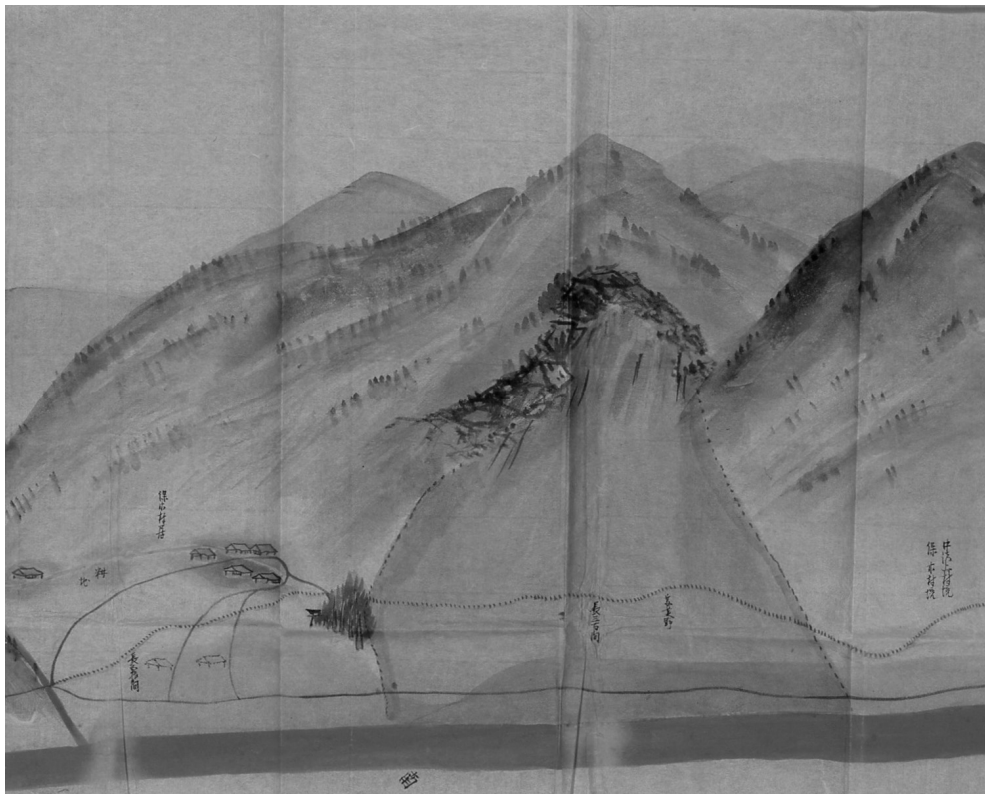


图3-16 小鳥川筋角川村外五ヶ村往還損所出来形絵図 (岐阜県歴史資料館所蔵)

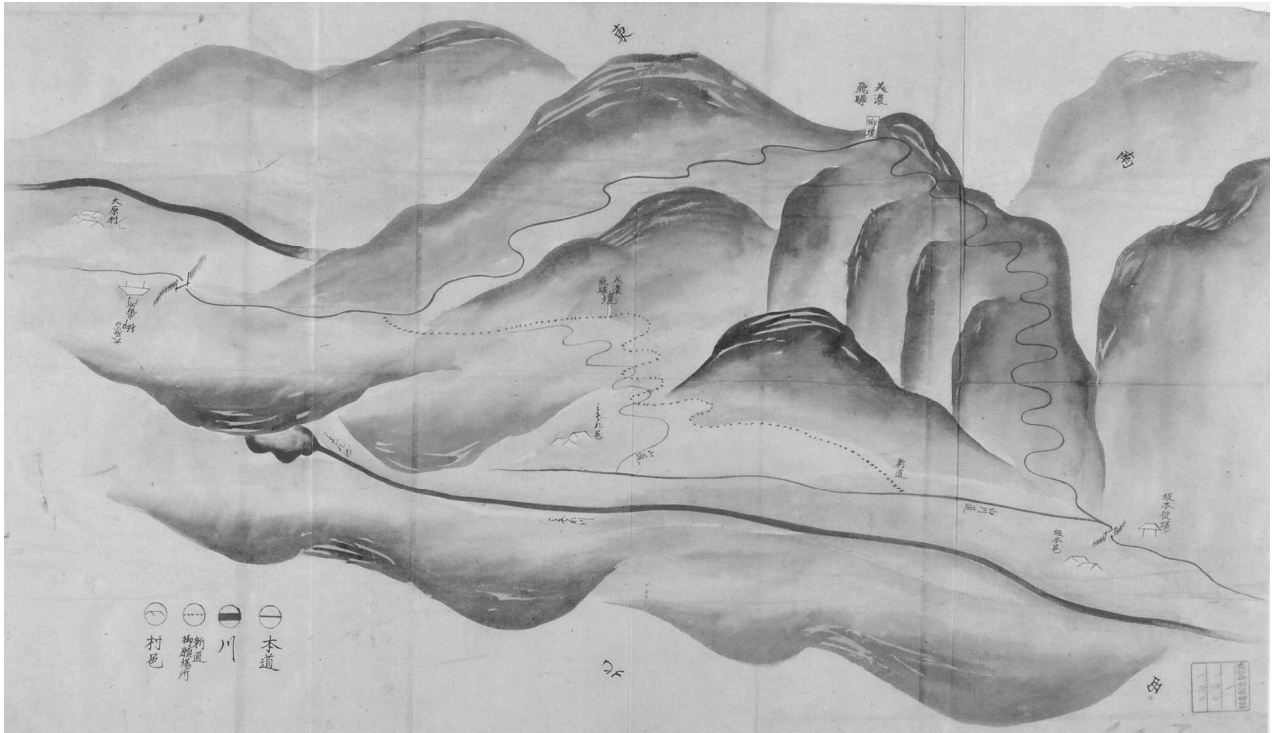


图 3-17 坂本峠新道附替一件絵図 (岐阜県歴史資料館所蔵)